

一般社団法人 日本顎関節学会
専門医等制度施行に関する申し合わせ

平成 25 年 7 月 19 日施行

平成 27 年 7 月 3 日一部改定

令和 3 年 8 月 30 日一部改定

第 1 条 専門医等制度規則(以下、「規則」とする)第 4 章専門医資格第 7 条の 2 項および第 7 章研修機関第 12 条 2 項に関して、研修施設申請に関わる施設代表指導医の取得を希望するものは、専門医等制度施行細則(以下、「細則」とする)の第 5 章第 2 節専門医の申請方法の第 25 条に定める 1), 2), 3), 8), 9), 10) に併せて、次の各号に定める申請書類に認定審査料を添えて、専門医等認定委員会(以下、認定委員会)に提出しなければならない。

- 1) 5 年以上の会員歴証明書
 - 2) 本会が認める研修カリキュラムを網羅する特別講習会の受講証明書
 - 3) 受講内容に関する試験の合格証
- 2 前項で取得した指導医資格の名称は、暫定指導医とする。
- 3 暫定指導医の認定及び更新等については、別に定める。

第 2 条 細則第 6 章第 1 節指導医の申請資格の第 31 条および第 32 条に規定されている指導医申請者の研修機関在籍(職)期間について、規則第 20 条に定めた暫定期間において専門医資格を取得した者は、旧任意団体日本顎関節学会および一般社団法人日本顎関節学会における認定医として認定研修機関で診療に従事した期間も含めることができる。

第 3 条 細則第 15 条, 第 25 条, 第 36 条, 第 46 条, 第 50 条および第 59 条に定める認定審査料, 登録料, 更新審査料は次のとおりとする。

- 1) 認定審査料 認定医 10,000 円 専門医 10,000 円 指導医 10,000 円 研修機関 10,000 円
 - 2) 登録料 認定医 30,000 円 専門医 30,000 円 指導医 30,000 円
 - 3) 更新審査料 認定医 10,000 円 専門医 10,000 円 指導医 10,000 円 研修機関 10,000 円
- 2 指導医の資格更新の申請時に満 60 歳を超えた者は、終身指導医申請書を提出し、指導医更新手続きを必要としない。

第 4 条 本申し合わせは平成 25 年 7 月 19 日から施行する。

第 5 条 本申し合わせの改定は、理事会の議を経て社員総会の承認を得なければならない。